民設民営放課後児童クラブ保護者各位

世田谷区子ども・若者部児童課

令和８年度世田谷区民設民営放課後児童クラブ利用料の助成について

在籍している民設民営放課後児童クラブの利用料につき、令和８年度に下記の要件に該当する場合は、区から利用料の助成を行います。

【助成の対象世帯】

以下①～③のいずれかに該当する、世田谷区民設民営放課後児童クラブ※１利用児童の世帯

① **生活保護を受給している世帯**
② **住民税が非課税の世帯(世帯の１６歳以上の全員)**
③ **就学援助費を受給している又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯(給食費のみ免除の場合を除く)**

※１：世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱における補助対象の民設民営放課後児童クラブ

【助成金額】

児童一人につき

（a）月　額　利　用　料：**５，０００**円
（b）月額延長利用料※２：**１，０００**円

（a）（b）のうち実際にお支払いをした金額

※２：新ＢＯＰ学童クラブの延長実施時間(18:16～19:00)に準ずる時間の利用料とし、民設民営放課後児童クラブが独自で行う実施時間延長の利用料は助成の対象外です。

【助成金申請の手続き】

（１）紙で申請する場合

必要書類※を世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当までご郵送又はご持参ください。

(**民設民営放課後児童クラブでは受付できません**のでご注意ください。)

※郵送の場合、送料は申請者の負担となります。

※郵便事故に関し、区では責任を負いかねますのでご了承ください。

手続きに必要な書類については、区ホームページよりダウンロードが可能です。

（ＵＲＬ：https://www.city.setagaya.lg.jp/02247/10783.html）

次のページもご確認ください。➡

（２）オンラインで申請する場合

以下の URL または右の二次元コードからお手続きください。

https://logoform.jp/f/qfDjk

紙の申請同様、本人確認書類や領収書等の添付書類のアップロードが必要です。

«必要書類»

①『**世田谷区民設民営放課後児童クラブ利用料助成申請書兼請求書(第１号様式)**』（紙で申請する場合のみ。オンライン申請時は不要。）

※申請者以外の名義の口座への入金を希望する場合は、別途『委任状』の提出が必要です。

※区外在住等、世田谷区で要件の確認ができない場合、別途他区の非課税証明書や就学援助支給決定通知書等の提出をお願いする場合がありますので、事前に児童課までお問合せください。

②**申請者の本人確認書類のコピー**(原本は絶対に添付しないでください。)

・マイナンバーカード　・運転免許証　・パスポート　など

③**利用料の支払いを証明する書面**（領収書、施設からの請求書＋口座振替明細の写し等）

【交付スケジュール（予定)】

申請対象利用月：令和８年４月～令和９年３月利用分

	申請期限	交付時期
１回目（上半期）	令和８年１２月上旬	１２月末～１月末
２回目（下半期）	令和９年６月上旬	６月末～７月末

●各回のご申請時期が近づきましたら区ホームページおよび各学童クラブよりご案内いたします。

●上記スケジュールは基本的なものになります。「１か月ずつ請求したい」等、個別の事情がある場合は児童課までご相談ください。

【注意事項】

●申請が遅れると、助成金をお支払いできない可能性があります。必ず期限までに申請を行ってください。

●年度中に助成対象となった方および昨年度以前に助成対象となった方も、毎回申請が必要です。

●請求内容に不備があった場合は児童課よりご連絡します。また、その場合は上記の着金日より遅れる可能性がございますので、ご承知おきください。

<問い合わせ先>

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当（TEL　０３－５４３２－２４９３）

所 在 地 ： 〒154-8504　世田谷区世田谷４－２１－２７　西棟３階３０５番窓口

受付時間 ： 月～金(祝日・休日除く)　午前８時３０分から午後５時１５分まで